様式第2号（第8条関係）

舟発第　　　　号

　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

舟橋村長

舟橋村定住支援事業助成金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった舟橋村定住支援事業助成金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

金　　　　　　　　　　　　円

条件

１　舟橋村定住支援事業助成事業助成金交付要綱第11条の規定により、当該事業の適切な実施について確認するため必要があると認めるときは、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の申請等をしたものと推定し、返還請求を行う場合があります。

２　舟橋村定住支援事業助成事業助成金交付要綱第11条の規定により、以下の場合には、助成金の全額又は半額の返還を請求します。

（１）虚偽の申請等をした場合　全額

（２）申請日から5年未満に舟橋村から転出した場合　全額

（３）申請日から5年以上10年以内に舟橋村から転出した場合　半額